

財 関 第 1 1 8 号  
平成 18 年 2 月 1 日

## 関税法基本通達の一部改正等について

植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）別表二の付表第四十六の規定に基づき、アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準（平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号）が定められたことに伴い、関税法第 70 条の規定に基づき、税関が確認すべき許可書等に追加があったことから、関税法基本通達の一部を下記の第 1 のとおり改正するとともに、第 2 を制定し、本年 2 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関の職員及び関係者に周知徹底されたい。

### 記

第 1 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を次のように改正する。

70 - 3 - 1 の別表第 2 のロ . の「確認する許可書又は承認書等」欄の(2)の二の次に「ホ アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎 「ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書」」を加える。

第 2 「「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について」（平成 18 年 2 月 1 日付 17 消安第 10801 号）を別紙のとおり制定する。

(別紙)

財 関 第 1 1 8 号

平成 18 年 2 月 1 日

「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について

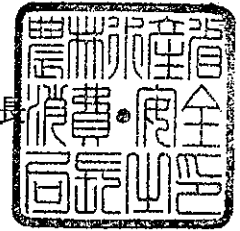
標記のことについて、別添のとおり、農林水産省消費・安全局長から通知があったので、平成 18 年 2 月 1 日からこれにより実施されたい。



17消安第10801号  
平成18年2月1日

財務省関税局長 殿

農林水産省消費・安全局長



「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の  
制定等について

今般、平成18年2月1日農林水産省告示第114号（アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の施行に伴い、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」及び「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」を制定したので、お知らせします。

本件に係る植物検疫措置が円滑かつ的確に実施されるよう御協力をお願いします。

なお、平成18年2月1日農林水産省告示第114号（アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）に係る植物検疫の実施については、通関後加熱加工処理を実施することとなります。

このことから、以下の証明方法をもって関税法（昭和29年法律第61号）第70条に規定された他法令の証明とし、輸入を認めることを証明することとしたので、輸入通関に当たり、これに御留意の上御協力をお願いします。

〔輸入認可証明方法〕

1. 「ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書」（アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則別記様式4の（イ））を輸入者又は管理者に交付する。
2. 「植物輸入認可証印」（アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則別記様式4の（ロ））を押印した「植物、輸入禁止品等検査申請書」（植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第4号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。

アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の付表第46のアメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る植物検疫の実施については、平成18年2月1日農林水産省告示第114号(以下「告示」という。)で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 地域

告示1の指定生産地域は、次の地域である。また、日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産ほ場及び集荷こん包施設はアメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式1及び2により植物防疫官あてに通知されるものとされた。

アイダホ州、アリゾナ州、ウィスコンシン州、オレゴン州、カリフォルニア州、コロラド州、テキサス州、ニューメキシコ州、ノースダコタ州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州、メイン州、ワシントン州

2 指定生産地域における調査

告示1の指定生産地域における調査は、次により行うものとされた。

(1) 生産ほ場

ア 指定生産地域内の各州の公的機関の職員、同州の認可を受けたコンサルタント又は生産者により病害虫の発生状況等について調査が行われていること。

イ アの調査の結果、異常が発見された場合には、土壌検診等の精密な調査が行われること。

ウ アの調査は、栽培期間中、少なくとも2回以上実施されること。

(2) ばれいしょ生塊茎

ア アメリカ合衆国農務省により権限を付された者により調査が行われること。

イ アの調査は、ばれいしょ生塊茎の品質検査又は輸出検査と併せて実施されること。

ウ 調査に当たっては、一部のばれいしょ生塊茎を切開して調査を実施すること。

3 指定生産地域における調査の結果の保管

2の(1)及び(2)の調査の結果は、アメリカ合衆国植物防疫機関が入手し、保管するものとされた。

4 寄主植物の移入規制及び指定生産地域における調査の確認

告示6の(1)の確認は、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して、毎年1回以上ばれいしょ生塊茎の輸出期間中に行うものとする。

5 生産地における検査

(1) 告示3の(1)の検査は、輸出荷口単位でばれいしょ生塊茎の1%以上について、特に傷害、奇形等が認められるものを中心に、適宜、切開し、

検疫有害動植物、特にジャガイモシストセンチュウがないことを確認するものとする。

(2)(1)の検査の結果は、アメリカ合衆国植物防疫機関が記録し、保管するものとされた。

#### 6 表示

告示5の表示は、次の様式によるものとし、容易に確認できる大きさでなされるものとする。

**PPQ - APHIS - USDA**  
**CERTIFIED EXPORT CHIPPING POTATO**  
**FOR JAPAN**

#### 7 ジャガイモシストセンチュウが発見された場合の措置

告示1の指定生産地域における調査又は告示3の(1)の検査の結果、ジャガイモシストセンチュウが発見された場合、アメリカ合衆国植物防疫機関は、直ちに、その旨を日本国植物防疫機関に通報するとともに、日本向け荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止することとされた。

#### 8 輸入期間

輸入期間は、2月1日から6月30日までとされた。

9 告示6の(1)の検査等の確認は、ばれいしょ生塊茎の輸出期間中にアメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に適宜立会い、検疫有害動植物(特にジャガイモシストセンチュウ)及び土がないことを確認することをもって行うものとする。

#### 10 輸入検査及び加熱加工処理手続

(1) 輸入検査は、輸入港において、ばれいしょ生塊茎及び当該ばれいしょ生塊茎に添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。

(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の積込み時の措置に違反するこん包の場合、告示5の封印及び表示がなされていない場合、密閉型コンテナが破損又は開扉されている場合は、当該ばれいしょ生塊茎の廃棄又は返送を命じるものとする。

(3)(1)及び(2)以外の輸入検査の手続及び方法は、輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。

(4) ジャガイモシストセンチュウが発見された場合又は土の付着があった場合には、次により措置するものとする。

ア 当該ばれいしょ生塊茎を含む荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ ジャガイモシストセンチュウ又は土が付着した原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。

(5) 植物防疫官は、植物、輸入禁止品等輸入検査申請書(規則第4号様式。以下「輸入検査申請書」という。)と併せて告示6の(3)の確認のため

輸入者にばれいしょ生塊茎加熱加工処理計画書（別記様式3。以下「処理計画書」という。）を提出させるものとする。

- (6) 植物防疫官は、(5)の処理計画書の提出があったときは、その内容が適正であることを確認し、必要があれば補正を指示するものとする。
- (7) 植物防疫官は、(6)の確認に当たっては、当該輸入者に対し、次の事項を遵守するよう指示するものとする。
  - ア 「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」（平成18年2月1日付け17消安第10801号消費・安全局長通知。以下「指定要領」という。）に基づく指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）までの運搬は、密閉型コンテナで行うこと。
  - イ 加熱加工処理は、薄切したばれいしょ生塊茎を摂氏130度以上の食用油に2分間以上浸漬して実施すること。
  - ウ 加熱加工処理の過程で生ずるきょう雑物・残さは、加熱加工処理後直ちに焼却又はそれと同等の処理を行うこと。
  - エ 運搬及び加熱加工処理の過程で当該ばれいしょ生塊茎及びその残さが分散しないように適切な措置を講じるとともに、運搬終了後及び加熱加工処理終了後は、当該運搬用具、荷役道具及び場所を消毒・清掃し、荷こぼれは焼却又はそれと同等の処理を行うこと。
  - オ (6)の処理計画書の内容の確認を受けた後、当該ばれいしょ生塊茎に係る処理計画書の内容を変更しなければならない事由が生じたときは、遅滞なく植物防疫官に届け出て、その処理計画書の変更の確認を受けること。
  - カ 災害その他の事由により当該ばれいしょ生塊茎に事故が生じたときは、遅滞なくその旨を植物防疫官に届け出ること。
  - キ 加熱加工処理を終了したときは、ばれいしょ生塊茎加熱加工処理実施記録表（指定要領の別記様式3）の写しを、遅滞なく植物防疫官に提出すること。
- (8) 植物防疫官は、処理計画書に問題がないと判断された場合には、ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書（別記様式4の(イ)）を交付するものとする。

ただし、植物輸入認可証印（別記様式4の(ロ)）を押印した(5)の輸入検査申請書の写しをもってばれいしょ生塊茎輸入認可証明書に替えることができるものとする。
- (9) 植物防疫官は、輸入者から処理計画書の提出がない場合又は処理計画書に問題があると判断した場合には、当該ばれいしょ生塊茎を含む荷口全量の廃棄又は返送を命ずるものとする。

## 11 隔離保管

- (1) 植物防疫官は、処理計画書を提出した輸入者が輸入後直ちに加熱加工処理できないときは、その旨をばれいしょ生塊茎隔離保管計画書（別記様式5）により届出させるものとする。
- (2) 当該ばれいしょ生塊茎の隔離保管は、指定施設において行わせるものとする。
- (3) 植物防疫官は、(1)の届出があった場合において、その計画が当該ばれいしょ生塊茎及びその残さの分散防止上適正、かつ、确实であることを

確認し、必要があれば補正を指示するものとする。

(4) 植物防疫官は、前項の確認に当たっては当該輸入者に対し、次の事項を当該ばれいしょ生塊茎を保管する施設の責任者に伝えるよう指示するものとする。

ア 隔離保管施設への搬入が完了したときは、遅滞なく、当該施設の所在地における検疫を担当する植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官に対してばれいしょ生塊茎隔離保管届（別記様式6）を提出すること。

イ 隔離保管施設への搬入、搬出その他運搬の際は、当該ばれいしょ生塊茎及びその残さが分散しないように適切な措置を講じるとともに、当該運搬及び荷役に使用した用具及び荷役場所を消毒・清掃すること。また、荷こぼれ、残さは拾取し、焼却又はそれと同等の処理を行うこと。

ウ 当該隔離保管施設には、当該ばれいしょ生塊茎の輸送の用に供した本船の名称、コンテナ番号及びその搬入年月日、輸入認可証明書番号並びに当該ばれいしょ生塊茎の保管数量を表示するとともに、他のばれいしょ生塊茎から隔離して保管すること。

エ 当該隔離保管施設から当該ばれいしょ生塊茎を搬出する場合には、ばれいしょ生塊茎搬出計画書（別記様式7。以下「搬出計画書」という。）を提出し、植物防疫官の確認を受けること。

オ 災害その他の事故が生じたときは、遅滞なくその旨を植物防疫官に報告すること。

カ 隔離保管は2か月を限度とすること。

## 12 搬出計画

植物防疫官は、搬出計画書が提出された場合にあっては、その搬出計画が当該ばれいしょ生塊茎及びその残さの分散防止上適正、かつ、確実であることを確認し、必要があれば補正を指示するものとする。

## 13 加熱加工処理の調査

植物防疫官は、告示8の加熱加工処理が適正、かつ、確実に実施されているかを随時調査するものとする。





ばれいしょ生塊茎加熱加工処理計画書

年 月 日

植物防疫(事務)所 ( 支 所 ) 植物防疫官 殿  
出張所

住 所  
輸入者 氏 名 印

年 月 日 港入港 丸(号)積アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎については、下記のとおり加熱加工処理したいので計画書を提出します。

なお、万一この計画を変更する場合は、必ず事前に届け出ます。

また、加熱加工処理を完了したときは、加熱加工処理実施記録表を提出します。

記

- 1 数 量 トン
- 2 加熱加工処理実施予定期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 加熱加工処理施設の名称、所在地及び責任者名
- 4 加熱加工処理に関し留意すべき事項  
(1) 加熱加工処理は、薄切りしたばれいしょ生塊茎を摂氏130度以上の食用油に2分間以上浸漬して実施すること。  
(2) 加熱加工処理の過程で生ずるきょう雑物・残さは、加熱加工処理後直ちに焼却又はそれと同等の処理を行うこと。  
(3) 運搬及び加熱加工処理の過程で当該ばれいしょ生塊茎及びその残さが分散しないように適切な措置を講じるとともに、運搬終了後及び加熱加工処理終了後は、当該運搬用具、荷役道具及び場所を消毒・清掃し、荷こぼれは焼却又はそれと同等の処理を行うこと。  
(4) 災害その他の事由により当該ばれいしょ生塊茎に事故が生じたときは、遅滞なくその旨を植物防疫官に届け出ること。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式4（10関係）

（イ）

No.

ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書

植物防疫（事務）所〔 年 月 日  
支 所  
出張所 〕  
植物防疫官 印

下記ばれいしょ生塊茎は、植物防疫法による検査を終了し、加熱加工処理することを条件に輸入認可したことを証明する。

記

- 1 積載船名
- 2 種類・名称
- 3 輸送方法の区別
- 4 梱数・数量
- 5 検査年月日
- 6 荷送人住所氏名
- 7 荷受人住所氏名

（ロ）



備考

（1）・・・の所には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入する。

（2）数字は、検査月日を表すものとする。

ばれいしょ生塊茎隔離保管計画書

年 月 日

植物防疫 ( 事務 ) 所 ( 支 所 ) 植物防疫官 殿  
出張所

住 所  
輸入者 氏 名 印

年 月 日 港入港 丸 ( 号 ) で輸入したアメリカ合衆国産  
ばれいしょ生塊茎 トンを下記計画によって、隔離保管したいので計画書を  
提出します。

なお、万一この計画を変更する場合は、必ず事前に届け出ます。

記

- 1 当該ばれいしょ生塊茎の現在地及び保管状況
  - 2 隔離保管を行う施設までの輸送方法、経路及び輸送期間 ( 水路、陸路 )  
年 月 日から 年 月 日まで
  - 3 隔離保管計画  
隔離保管施設 ( 倉庫名、倉庫番号、所在地 )、保管数量、保管責任者等は別紙  
のとおり
  - 4 隔離保管期間  
年 月 日から 年 月 日まで
  - 5 輸送及び隔離保管に際して留意すべき事項
    - ( 1 ) 隔離保管施設への搬入が完了したときは、遅滞なく、当該施設の所在地にお  
ける検疫を担当する植物防疫所 ( 植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。 )  
の植物防疫官に対してばれいしょ生塊茎隔離保管届 ( 別記様式 6 ) を提出する  
こと。
    - ( 2 ) 隔離保管施設への搬入、搬出その他運搬の際は、当該ばれいしょ生塊茎及び  
その残さが分散しないように適切な措置を講じるとともに、当該運搬及び荷役  
に使用した用具及び荷役場所を消毒・清掃すること。また荷こぼれ、残さは拾  
取し、焼却又はそれと同等の処理を行うこと。
    - ( 3 ) 当該隔離保管施設には、当該ばれいしょ生塊茎の輸送の用に供した本船の名  
称、コンテナ番号及びその搬入年月日並びに当該ばれいしょ生塊茎の保管数  
量を表示するとともに、他のばれいしょ生塊茎から隔離して保管すること。
    - ( 4 ) 当該隔離保管施設から当該ばれいしょ生塊茎を搬出する場合には、ばれいし  
ょ生塊茎搬出計画書 ( 別記様式 7 ) を提出し、植物防疫官の確認を受けること。
    - ( 5 ) 災害その他の事故が生じたときは、遅滞なくその旨を植物防疫官に報告する  
こと。
    - ( 6 ) 当該隔離保管施設から当該ばれいしょ生塊茎を搬出した後、残さは清掃後、  
焼却又はそれと同等の処理を行うこと。
    - ( 7 ) 前各号の事項を倉庫の責任者に確実に伝え、これを遵守させること。
    - ( 8 ) 隔離保管は 2 か月を限度とすること。
- ( 注 ) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。



別記様式 6 (11関係)

ばれいしょ生塊茎隔離保管届

年 月 日

植物防疫(事務)所 ( 支 所  
出張所 ) 植物防疫官 殿

住 所  
輸入者 氏 名 印

年 月 日 港入港 丸(号)で輸入したアメリカ  
合衆国産ばれいしょ生塊茎 トンをばれいしょ生塊茎隔離保管計画書にし  
たがって隔離保管したので届けます。なお、保管に当たっては、隔離保管計画書の  
記載事項を遵守いたします。

(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

ばれいしょ生塊茎搬出計画書

年 月 日

植物防疫 ( 事務 ) 所 ( 支 所 ) 植物防疫官 殿  
出張所

住 所  
輸入者 氏 名 印

年 月 日 港入港 丸 ( 号 ) で輸入したアメリカ合衆国産  
ばれいしょ生塊茎 トンについては 月 日付けでばれいしょ生塊茎隔離保  
管計画書を提出したところですが、加工処理を行うため下記の計画により搬出する  
ので計画書を提出します。

なお、万一この計画を変更する場合は、必ず事前に届け出ます。

記

- 1 当該ばれいしょ生塊茎の現在地及び保管状況
- 2 加工処理を行う施設までの輸送方法及び輸送期間 ( 水路、陸路 )  
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 搬出計画  
隔離保管施設 ( 倉庫名、倉庫番号、所在地 )、搬出数量、加熱加工処理施設、  
運搬責任者等は別紙のとおり
- 4 加熱加工処理計画書提出年月日 ( 提出した計画書の写しを添付 )
- 5 搬出に際して留意すべき事項  
( 1 ) 加熱加工処理施設への搬入が完了したときは、遅滞なく、当該施設の所在地  
における検疫を担当する植物防疫所 ( 植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。 )  
の植物防疫官に届け出ること。  
( 2 ) 加熱加工処理施設への搬入その他運搬の際は、当該ばれいしょ生塊茎及びそ  
の残さが分散しないように適切な措置を講じるとともに、当該運搬及び荷役に  
使用した用具及び荷役場所を消毒・清掃すること。また、荷こぼれ、残さは拾  
取り、焼却又はそれと同等の処理を行うこと。  
( 3 ) 災害その他の事故が生じたときは、遅滞なくその旨を植物防疫官に報告する  
こと。  
( 4 ) 当該隔離保管施設から当該ばれいしょ生塊茎を搬出した後、残さは清掃後、  
焼却又はそれと同等の処理を行うこと。

( 注 ) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。



## アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領

### (目的)

第1 植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)別表2の付表第46のアメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る植物検疫の実施に関して、平成18年2月1日農林水産省告示第114号(以下「告示」という。)に規定する加熱加工処理施設の指定を円滑に行うため、この要領を定める。

### (定義)

第2 この要領で「処理施設」とは、ばれいしょ生塊茎を加熱加工処理するための施設をいう。

### (指定基準)

第3 当該処理施設の指定は、別表の基準(以下「指定基準」という。)に基づいて行うものとする。

### (指定の申請)

第4 植物防疫官は、第3の指定を受けようとする者に対し、ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設指定申請書(別記様式1。以下「申請書」という。)を当該処理施設の所在地を管轄する植物防疫所長(植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。以下同じ。)に提出させるものとする。

### (審査)

第5 植物防疫所長は、第4の申請書の提出があったときは、植物防疫官に次の審査を行わせるものとする。

#### (1) 書類審査

申請書に基づき、当該処理施設が指定基準に適合するか否かを審査するものとする。なお、審査の結果、指定基準に適合しないと認めるときは、(2)の实地審査は行わないものとする。

#### (2) 实地審査

当該処理施設が申請書記載事項の内容と合致しているかどうか審査するものとする。

### (審査結果の報告)

第6 植物防疫官は、第5の審査終了後、遅滞なく、その結果をとりまとめ、意見を付して植物防疫所長に報告しなければならない。

### (指定の決定)

第7 植物防疫所長は、第6の報告を受けたときは、その内容を審査し、指定基準に適合している処理施設について植物防疫所指定ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設として指定するものとする。



**(指定の通知)**

第8 植物防疫所長は、第7の指定を行った後、遅滞なく、書面(別記様式2)をもって申請者に通知するものとする。

**(指定施設の表示及び加熱加工処理実施記録表の備え付け)**

第9 植物防疫所長は第7の指定を行ったときは、指定申請者に対し、当該処理施設に「植物防疫所指定ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設」の表示を掲げさせるとともに、ばれいしょ生塊茎加熱加工処理実施記録表(別記様式3)を備え付けさせるものとする。

2 前項の記録表には、加熱加工処理の都度その実績を記入し、3年間保存させるものとする。

**(指定の有効期間)**

第10 処理施設の指定の有効期間は、2年間とする。

**(届出)**

第11 植物防疫所長は、第10の期間中に次の事項が生じたときは、当該処理施設の指定申請者に対し、遅滞なく、その旨を届出させるものとする。

- (1) 申請書の記載事項に変更があった場合
- (2) 災害その他の事由により当該処理施設が破損等した場合
- (3) 当該処理施設を閉鎖した場合

2 植物防疫所長は、前項の届出があったときは植物防疫官に届出事項等について審査を行わせるものとする。

**(指定取消し等)**

第12 植物防疫所長は、第10の期間中に次の事項が生じたときは、指定の取消し又は使用の一時停止を行うことができる。

- (1) 改造、破損等により当該処理施設が指定基準に適合しなくなったとき
- (2) 「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」(平成18年2月1日付け17消安第10801号消費・安全局長通知)10の(7)の指示事項に違反があったとき

2 植物防疫所長は、前項により、処理施設の指定の取消し又は使用の一時停止を行ったときは、当該処理施設に係る第9の「植物防疫所指定ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設」の表示の掲示を止めさせるものとする。

**(継続指定等の申請)**

第13 第10の指定の有効期間終了後、引き続き当該処理施設を植物防疫所指定ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設として使用しようとする者に対し、当該有効期間終了の日の1か月前までに申請書を指定を受けている植物防疫所長に提出させるものとする。

**( 継続指定等の決定及び通知 )**

**第14** 植物防疫所長は、第13の申請があったときは、植物防疫官に第5の審査を行わせるものとする。ただし、第5の(1)の書類審査の結果、当該処理施設に変更がなく、かつ取締上支障がないと認めるときは、第5の(2)の实地審査を省略することができる。

2 審査結果の報告、指定の決定及び通知については、第6、第7及び第8の規定を準用する。

**( 加工処理施設の公表 )**

**第15** 植物防疫所長は、毎年4月1日現在における管内の処理施設をインターネットを利用して公表するものとする。

## 別表（第3関係）

## ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設の指定基準

項 目	基 準
加熱加工処理施設の位置	植物防疫法施行規則第6条第1項に掲げる港の港頭地域内にあること。
加熱加工処理責任者	植物防疫官が指示した事項を確実に履行しうる責任者がいること。
加熱加工処理施設までの運搬経路	水路又は陸路(密閉型輸送機器を使用すること。)によること。
運 搬 用 具	荷こぼれ等の生じない運搬用具が備えられていること。
加熱加工処理施設の構造・装置	<ol style="list-style-type: none"><li>1 ばれいしょ生塊茎の搬入に当たり、当該ばれいしょ生塊茎及びその残さが分散しない構造を有していること。</li><li>2 摂氏130度以上の油で2分間以上浸漬でき、かつそれを監視できる装置を有していること。</li><li>3 加熱加工処理過程で生じるきょう雑物・残さ等が外部に漏れない構造を有していること。</li><li>4 運搬、搬入、加工処理等で使用した器具等を消毒する設備を有すること。</li><li>5 排水中の残さ等がろ過できる構造となっていること。</li></ol>
隔 離 保 管 施 設	他の貨物から隔離して保管できる構造であること。

別記様式1（第4関係）

ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設指定申請書

年 月 日

植物防疫（事務）所（ 支所  
出張所 ） 長 殿

住 所  
電話番号  
代表者 氏 名 印

下記施設をばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設として指定されたく、関係書類（施設所在地見取図、運搬経路見取図、加熱加工処理施設配置図）を付して申請します。

記

施 設 名	
所 在 地	( 電 話 番 )
加 熱 加 工 処 理 責 任 者	
運 搬 経 路	
加 熱 加 工 処 理 施 設 の 構 造 ・ 装 置	
隔 離 保 管 施 設	
備 考	

- (注) 1 隔離保管施設の所有者等が加熱加工処理施設の所有者等と異なる場合、隔離保管施設の所有者等から、隔離保管の施設として使用許可の同意を得た旨の書面を添付すること。
- 2 継続指定の場合は、関係書類を必要としないが、備考欄に旧指定番号を記入すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

ばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設指定通知書

番 号  
年 月 日

殿

植物防疫 ( 事務 ) 所 ( 支所  
出張所 ) 長 ㊟

貴殿からばれいしょ生塊茎加熱加工処理施設として指定申請のあった件は、下記の条件を付して指定する。

- 1 加熱加工処理施設名
- 2 加熱加工処理施設所在地
- 3 加熱加工処理責任者氏名
- 4 隔離保管施設

記

- 1 申請書の記載事項に変更があった場合又は災害その他の事由により当該処理施設を閉鎖した場合は、遅滞なくその旨を届け出ること。
- 2 加熱加工処理実施の都度、その実績をばれいしょ生塊茎加熱加工処理実施記録表に記入すること。
- 3 4 の期間中であつても次の事項が生じたときは当該処理施設の指定の取消し又は使用の一時停止を行うことがあること。  
( 1 ) 改造、破損等により当該処理施設が指定基準に適合しなくなったとき  
( 2 ) 当該処理施設の指定申請者又は加熱加工処理責任者が植物防疫官が指示した事項に反する行為を行ったとき
- 4 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

